

# 地域に根差した再エネ導入の促進

2021年9月7日

経済産業省

# 地域と共生する再エネ導入に向けたこれまでの取組

- 地域と共生する再生可能エネルギーの導入実現のため、事業の開始から終了まで一貫して、適正かつ適切に再エネ発電事業の実施が担保され、地域からの信頼を確保することが不可欠である。
- そのため、これまでも主に以下のような取組を進めてきたところである。
  - ① 2016年法改正を踏まえ、条例を含む関係法令遵守を認定基準として規定（2017年）
  - ② 事業計画策定ガイドラインにおいて住民との適切なコミュニケーションを努力義務化（2017年）
  - ③ 地方自治体の条例等の先進事例を共有する情報連絡会の設置・開催（2018年～）
  - ④ 廃棄等費用の外部積立て等を内容とする改正再エネ特措法の成立（2020年、2022年施行）
  - ⑤ 分割や飛び地等のFIT制度の趣旨を逸脱した案件に対応するための随時の運用見直し
- しかし、FIT制度の導入を契機として、規模や属性も異なる様々な事業者による参入が急速に拡大してきた太陽光発電を中心に、安全面、防災面、景観や環境への影響、将来の廃棄等に対する地域の懸念は依然として存在している。
- こうした懸念を払拭し、責任ある長期安定的な事業運営が確保される環境を構築することが必要である。

# 地元理解の促進に向けた自治体との連携強化①（条例データベース・申請情報の共有）

## <条例データベースの構築>

- 再エネ特措法においては、2017年から条例を含む関係法令遵守を認定基準とし、地域の実情に応じた条例への違反に対し、再エネ特措法に基づく指導等が可能となっている。
- 今般、地域共生を円滑にするための条例策定を検討したい自治体をサポートする観点から、既存の再エネ条例に関するデータベースを構築し、自治体への提供を開始。電源種、同意プロセスの有無（首長同意等）、必要な手続・区域指定（届出、抑制区域指定）の内容・類型等についてソート可能な形としており、今後も自治体の声を踏まえながら随時見直しも行っていく。

## <申請情報の共有>

- 条例をはじめとする法令遵守状況や安全上の問題等の地元の懸念に早期に対応する観点から、事業の初期段階において、必要に応じて自治体が関わっていくことが重要。
- そのため、今般、発電設備の立地する自治体に限り、事業者から経済産業省に対し、再エネ特措法に基づく認定申請があった段階で、域内で認定申請があった事実、事業者名、設置場所等の法令遵守状況の確認のために必要な限度の情報に限り、共有を開始。
- これにより、申請時点から関係法令遵守の観点で自治体が案件に今以上に関与し、当該事業者とコミュニケーションをとることが可能となり、地域と調和的な再エネの導入に繋がると考えられる。

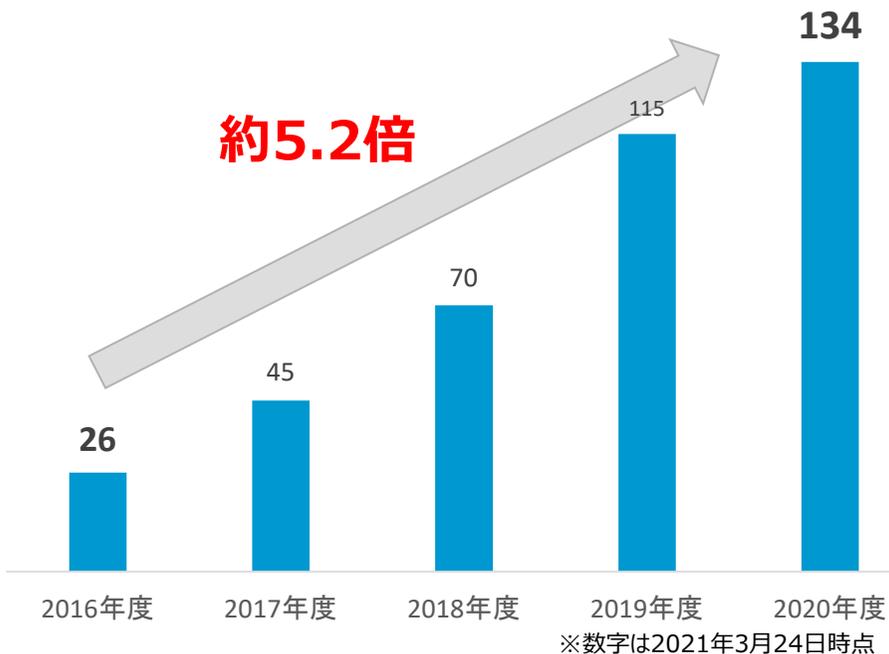


# (参考) 再生可能エネルギー発電設備の設置に関する条例の制定状況

2021/04/07 再エネ大量導入・次世代NW小委員会 (第31回) 資料 2

- 近年、自然環境や景観の保全を目的として、再エネ発電設備の設置に抑制的な条例 (再エネ条例) の制定が増加していることを踏まえ、全国の自治体を対象に条例の制定状況を調査し、1,559の自治体から回答を得た (回答率87.7%)。
- 2016年度に26件だったものが2020年度には134件と5年で約5.2倍に増加し、全国の自治体の約1割弱が、再エネ条例を制定している状況。
- このうち、66件の条例は、再エネ発電設備の設置に関し、抑制区域や禁止区域を規定しており、中には川島町の条例のように、域内全域を抑制区域とする例も見られる。

## 再エネ条例は近年増加 (再エネ条例制定件数推移)



### ○川島町太陽光発電設備の設置及び管理に関する条例 概要 (施行日：令和3年1月1日)

- ・**抑制区域**：配慮が必要と認められる地域を抑制区域として指定  
※施行規則により、川島町全域を指定
- ・**周辺関係者への説明**：周辺関係者に対し説明会を開催
- ・**標識の掲示**：設置区域内の公衆の見やすい場所に標識を掲示
- ・**報告の徴収**：事業に関する報告を求めることができる
- ・**立入検査等**：事業区域に立ち入り、必要な調査をすることができる
- ・**指導、助言及び勧告**：指導、助言及び勧告を行うことができる
- ・**公表**：勧告に従わない場合、公表することができる

## (参考) 住民とのコミュニケーションを促す条例

- 地方自治体の策定した条例において、住民とのコミュニケーションを促すための様々な規定が設けられている。

### ■ 愛知県岡崎市（岡崎市周辺環境に影響を及ぼすおそれのある特定事業の手續及び実施に関する条例）

- 周辺住民を対象とした説明会の開催（原則3回まで）、市長との事前協議が必要。
- 地域住民からの要望と事業者の回答が合意に至らない場合、地域住民と事業者双方の同意に基づき、市があつせんや調停の手續が行われる。

### ■ 岐阜県中津川市（中津川市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例）

- 自治会等への説明会の後、市長への届出を行う前に、利害関係団体等と書面による協定締結を義務化。

### ■ 栃木県佐野市（佐野市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和条例）

- 地域住民等に対し設置事業計画の周知を図るため、公衆の見やすい場所に標識を設置し、設置した日から起算して14日以内に近隣住民等に対する説明会開催の義務化。

### ■ 長野県上田市（上田市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例）

- 地域住民等に事業計画を公開し、周知するために市との事前協議の前に標識の設置を義務化。

## 地元理解の促進に向けた自治体との連携強化②（地域連絡会の活用）

- 第5次エネルギー基本計画において、再エネ主力電源化が示されたことを踏まえ、**地域での再エネ理解促進のための先進的な取組を進めている自治体の事例等を全国に共有する場として、地方自治体と関係省庁を参加者とする連絡会**を2018年10月30日に設置し、これまで4回実施。
- 今般、第6次エネルギー基本計画素案において、「**地域との共生を図りながら最大限の導入を促す**」、「**地域と共生する形での適地確保**」といった方向性が示されるなど、再エネ導入に当たっては、自治体と連携しながら取組を進めていくことが一層重要となっている。
- そのため、こうした政府全体の動きについて共有するとともに、条例DBや申請時点での情報共有といった自治体との連携に関する取組の紹介などをテーマとし、**第5回連絡会を10月に開催**することとする。その際、**オンライン会議形式**とすることで、**従来より多くの自治体に参加**していただくこととする。

### <開催実績>

#### 2018年10月30日 第1回

- ・ F I T法の枠組みと法執行状況について
- ・ 条例制定事例や地域共生推進事例について 等

#### 2019年2月25日 第2回

- ・ 分散型エネルギーシステムの構築等に向けた取組について
- ・ 標識・柵塀の設置義務違反に係る取り締まり方針について 等

#### 2019年6月28日 第3回

- ・ 分散型エネルギーシステムの確立に向けた取組について
- ・ 太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関する検討について 等

#### 2019年12月6日 第4回

- ・ 適正な事業実施の確保や安全対策について
- ・ 地域と共生した再エネ事業の形成
- ・ 地域再エネ車座トーク（仮）の開催について 等

#### 2020年度

- ・ 2020年度は新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、地域単位（北海道、九州等）でオンライン会議も活用して開催

### <各自治体における先進的な取組の例>

#### ①自治体における再エネ発電設備に係る条例の策定

兵庫県太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例、和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例

#### ②地方創生につながる再エネ関連事業の実施

鳥取県米子市鳥取県米子市・ローカルエナジー株式会社は地元企業5社の共同出資により、2015年に地域エネルギー会社として設立。調達電力の約6割が、地域内のエネルギー。需給管理を自前で実施し、地域の特性に合わせた最適な需給調整を可能とし、地域に新たな雇用を創出。

#### ③自治体を中心としたメンテナンス体制の整備

具体例：浜松市における保守点検事業者データベースの公表、太陽光発電サポート協議会の設立

# 適正な事業実施の確保①（柵塀・標識設置に関する取組）

## <前提・制度趣旨>

- 再エネ特措法に基づき、①緊急時に連絡を取ることができるようにする、②適切に保守点検・維持管理し、第三者が容易に近づけないようにする観点から、認定事業者に対し、設置する設備に標識及び柵塀等の設置が義務付けられている。

## <これまでの対応・課題>

- これまで、
  - ① 2018年11月及び2021年4月に標識・柵塀設置義務について注意喚起を実施、
  - ② 2021年4月から、全ての案件に対し、申請時において、供給開始までに柵塀・標識を設置することの誓約書提出を必須化
  - ③ 情報提供フォームや自治体・住民から柵塀・標識が未設置との情報が寄せられた案件については、その都度、必要に応じ、口頭指導や現場確認を行い、改善を促している。

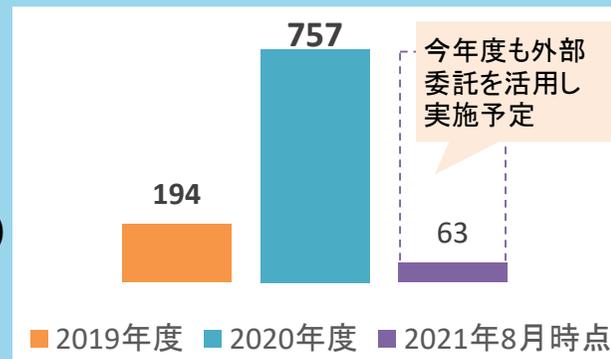
- ④ 昨年度後半から外部委託も活用した結果、指導件数は大幅に増加。

2019年度：194件指導（179件改善、15件改善待ち・対応確認中）

2020年度：757件指導（111件改善、646件改善待ち・対応確認中）

2021年8月時点：63件指導（26件改善、37件改善待ち・対応確認中）

※2020年度の大部分は年末から年度末にかけて指導を行い、現在フォローアップ中。2021年度も今後、外部委託も活用して指導を開始予定。



## <対応>

- 担当人員の増強を図るとともに、不適切案件の内容に応じて経産局・保安監督部が連携して対応。
- その上で、足りない部分については引き続き外部委託を活用することで、執行力の強化を図る。
- こうした取組を進めていくとともに、違反の解消状況や設置義務違反の件数も踏まえ、必要に応じて追加的な措置についても検討。

# 適正な事業実施の確保②（発電設備の立地場所を踏まえた対応）

## <前提・制度趣旨>

- 再エネ特措法においては、条例を含む関係法令遵守が認定基準とされている。そのため、立地場所に応じて各種法令で定められている開発手続に違反している場合、再エネ特措法に基づき指導、改善命令、必要に応じて認定取消しを行うこととしている。

## <これまでの対応・課題>

- 関係法令違反が明らかとなった場合、再エネ特措法と連携して円滑に違反を解消するため、違反発覚から経産省への情報提供までのフローを定め、自治体等に周知を行っており、情報提供があった場合は当該フローに基づき対応している。
- 今般、2021年7月に静岡県熱海市で発生した盛土災害を踏まえ、各都道府県において盛土総点検を進めているが、自治体によっては、太陽光発電設備の点検もあわせて実施。このプロセスにおいて、再エネ事業に関する関係法令違反が明らかとなる可能性もあり、地域の懸念解消のため、適切に対応することが必要。

## <対応>

- こうした状況を踏まえ、以下のような対応を取ることとしてはどうか。
- ① 認定情報のマップ化：太陽光発電設備の点検も考えている自治体の検討材料とできるよう、稼働済案件の位置が一目で分かるマップ形式で情報を提供。その際、関係法令遵守違反のフローも再度周知。
  - ② 立地場所の特定・適切な法執行：マップ化に当たり、土砂災害警戒区域等の全国データとの重ね合わせを行い、当該エリアの立地設備情報を把握した上で、電事法・FIT法を的確に執行していく。



検索



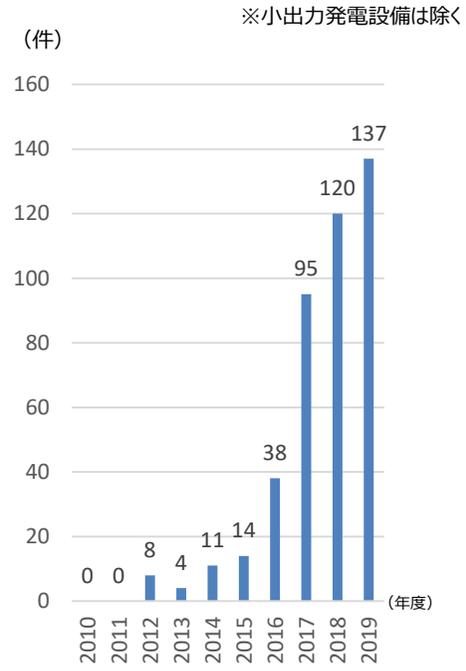
# 太陽電池発電設備等の事故事例の公表

- 太陽電池発電設備を含め電気工作物の事故情報は、NITE※において事故の原因等を整理・分析した後、概要を経産省HPで公開するとともに、国等の機関（産業保安監督部やNITE）や業界団体（太陽光発電協会等）を通じて、周知を行っているところ。

※（独）製品評価技術基盤機構

- 類似事故の再発防止等の観点から、より詳細な情報を提供できるよう更なる情報公開のあり方について検討。

【太陽電池発電設備の事故件数の推移】



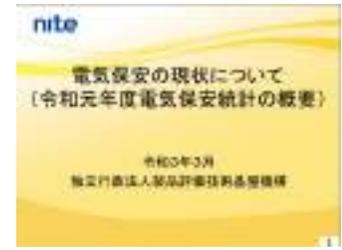
※2016年9月以降、事故の報告対象が「500kW以上」から「50kW以上」に拡大。

○近畿中部保安監督部近畿支部による公表例

発生年月	事故種別	概要	原因	再発防止対策
R3.4	破損事故	太陽電池発電所において、PCS1台(100kW、2013年製)が警報により停止した。メーカーによる調査の結果、PCS内冷却ファン8台中4台の故障に伴う温度上昇によってPCSが停止したことを確認した。冷却ファンが故障した原因は、8年以上使用したことによるモーターなどの内部部品の経年劣化と推定される。	保守不備(自然劣化)	・冷却ファンを交換推奨年(5年)毎に更新する計画を立てる。
R3.4	破損事故	太陽電池発電所において、PCS1台(500kW、2013年製)で警報が発報したため、現地を確認したところ、PCSから発煙があった。当該PCSには製造不良のコンデンサが内蔵されており、コンデンサが過熱溶融し、PCS内部の焼損に至った。	設備不備(製作不完全)	・製品不良の情報を収集し必要な対策を講じる。
R3.4	破損事故	太陽電池発電所において、PCS4台(1台あたり50kW、2016年製)が警報により停止した。復帰しなかったためメーカーが確認した結果、PCSを取り替えることとした。原因はメーカーにて調査中。	調査中	

出典：近畿中部保安監督部近畿支部HP (抜粋)

○NITEによる公表例



出典：電気保安の現状について (2020年3月、NITE)

○業界団体による公表例

ケーブルの絶縁破壊の事例



アレイ周辺、基礎部の土砂流出の事例

出典：太陽光発電システム不具合事例とその対処例 (2020年3月31日、太陽光発電協会)

# 太陽電池発電設備に係る保安規制の現状及びさらなる改善に向けた検討

- 電気事業法では、太陽電池発電等の出力に応じて保安規制（保安規程の届出や主任技術者の選任、使用前の確認等や立入検査等）を行ってきたところ。
- 近年の太陽電池発電所等の設置件数や事故件数等の増加を踏まえ、特に小出力の太陽電池発電設備の所有者の保安管理の実態を調査し、今後の電気保安規制のあり方について検討していく。

出力等条件	技術基準適合・維持義務 (法第39条)	保安規程届出 (法第42条) 主任技術者選任 (法第43条)	工事計画届出 (法第48条) 又は 使用前自己確認 (法第51条の2)	報告徴収 (法第106条) 立入検査 (法第107条)
2,000kW以上	要	要	要	対象
500kW以上 2,000kW未満	要	要	要	対象
50kW以上500kW 未満	要	要	不要	対象
50kW未満 (一般用電気工作物)	適合義務のみ	不要	不要	対象 〔令和3年4月より 報告徴収・事故報告 の対象化※〕

※ただし、10kW未満は事故報告対象外